



第57回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2026年6月18日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階「飛鳥」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

証券コード3763
2026年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル
株式会社プロシップ
代表取締役社長 鈴木 資 史

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.proship.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プロシップ」又は「コード」に当社証券コード「3763」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」を参照いただき、2026年6月17日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階『飛鳥』
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁【議決権行使についてのご案内】を参照願います。

以上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況について」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎株主懇談会は開催いたしませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

【議決権行使についてのご案内】

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの浸透に伴う個人消費の底堅さや、堅調な企業収益を背景とした設備投資の拡大により、緩やかな景気回復が続きました。一方で、継続的な物価上昇や為替相場の変動に加え、地政学的リスクの長期化による供給網への影響など、先行き不透明な状況が継続しております。

情報サービス産業においては、人手不足の深刻化を背景とした業務効率化ニーズが一段と高まっており、大企業や中堅企業を中心に、生成AIの活用や基幹システムのクラウド移行（SaaS化）といった、競争力強化に向けた戦略的なIT投資が活発に推移いたしました。

このような状況下で当社グループは、主力である固定資産管理ソリューションにおいて、既存顧客のバージョンアップ需要を確実に捉えるとともに、戦略的注力分野であるインフラ業界への導入を強力に推進するなど、大企業や中堅企業の業務効率化、経営管理の高度化に資するソリューションを展開してまいりました。また、人的資本への投資として譲渡制限付株式報酬制度の継続実施や業績に応じた賞与による還元を推進したほか、新リース会計基準への対応を中心に製品機能の戦略的強化を図るなど、未来の稼ぐ力となる人財と製品開発への積極的な投資を継続しております。

こうした事業活動の結果、税金等調整前当期純利益が増加し、連動して法人税等が増加しましたが、報酬アップや採用強化による従業員の増加等の人財への投資により、賃上げ促進税制の適用を受け、負担税額が抑制されました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,374百万円（前期比10.7%増）、営業利益2,925百万円（同26.7%増）、経常利益3,074百万円（同26.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,224百万円（15.2%増）となりました。なお、新リース会計基準の業績への貢献は、翌連結会計年度以降となる見通しです。セグメント別の状況は次の通りであります。

パッケージソリューション事業

パッケージソリューション事業では、主力である固定資産管理ソリューションにおいて、既存顧客のバージョンアップ需要を的確に捉えるとともに、戦略的注力分野であるインフラ業界にて大型案件を強力に推進いたしました。新リース会計基準への対応を見据えた好調な引き合

いと、導入プロセスの効率化、人財への投資（スキルアップ）を背景とした要員一人当たりの生産性向上、および全社的な品質管理体制の強化により、案件の大型化に対応しつつ売上原価の抑制を実現したことで、売上高、利益ともに堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,239百万円（前期比11.1%増）、営業利益は2,892百万円（同26.8%増）となりました。

その他事業

その他事業においては、主にソフトウェア製品の仕入販売及び運用管理等を行っております。

当連結会計年度の売上高は165百万円（前期比10.2%減）、営業利益は31百万円（同19.2%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (2025年 3 月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	6,600,264	6,812,937	7,564,803	8,374,549
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,299,791	1,349,734	1,930,537	2,224,022
1 株当たり当期純利益 (円)	48.26	54.82	78.03	88.35
総 資 産 (千円)	8,626,574	9,729,456	11,380,076	14,239,651
純 資 産 (千円)	6,679,592	7,560,025	8,894,448	11,403,649
1 株当たり純資産額 (円)	262.75	296.62	352.48	442.88

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (2025年 3 月期)	第 57 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	6,595,196	6,808,291	7,559,297	8,370,367
当 期 純 利 益 (千円)	1,314,225	1,348,324	1,930,398	2,224,244
1 株当たり当期純利益 (円)	48.80	54.76	78.02	88.35
総 資 産 (千円)	8,363,335	9,464,360	11,115,318	13,974,646
純 資 産 (千円)	6,416,531	7,295,553	8,629,836	11,139,258
1 株当たり純資産額 (円)	252.06	285.89	341.81	432.61

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割いたしました。「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」につきましては、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プロシップフロンティア	30百万円	100.00%	コンピュータのソフトウェア開発の受託 運用管理の受託

(4) 対処すべき課題

当社グループは、基本理念である「Speciality for Customer」のもと、以下の課題に取り組むことで持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

① 新リース会計対応需要に対応する供給体制の拡充

現在、新リース会計基準の強制適用を見据え、極めて旺盛なシステム投資需要が発生しております。この商機を確実に捉えるため、開発プロセスの徹底した効率化による生産性向上を図るとともに、新拠点「SAGAオフィス」などを活用した人材採用の加速、および外部パートナー企業との協力体制を強化し、新リース会計対応需要への対応力を最優先で拡充し、機会損失の防止と顧客満足度の向上に努めてまいります。

② 高度化する顧客ニーズへの対応とハイブリッドモデルの展開加速

業務アプリケーション分野においては、新リース会計基準やIFRS（国際会計基準）への対応、グローバルガバナンスの強化、さらにはAI（人工知能）等の先端技術の活用など、顧客ニーズはより高度かつ複雑化しております。

当社グループは、これらのニーズを確実に取り込むため、戦略的な製品開発投資を継続的に実施いたします。また、従来のパッケージモデルに加え、SaaSソリューション「ProPlus+」によるサブスクリプションモデルの展開を加速させることで、顧客の多様なニーズに柔軟に対応し、収益基盤のさらなる拡大と市場シェアの向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

- ・コンピュータのソフトウェアパッケージの開発販売
- ・コンピュータのソフトウェア開発の受託
- ・経営・コンピュータシステムに関するコンサルタント業
- ・運用管理の受託

(6) **主要な営業所及び工場** (2026年3月31日現在)

本 店 東京都千代田区
西日本支社 大阪府大阪市
SAGAオフィス 佐賀県佐賀市

(7) **使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
パッケージソリューション事業	255 (8) 名	4名増 (-名)
その他事業	0 (0)	-名 (-名)
全社 (共通)	4 (8)	3名減 (1名増)
合計	259 (16)	1名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259 (16) 名	1名増 (1名増)	34.7歳	8.2年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 119,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,943,000株
- (3) 株主数 17,306名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鈴木勝喜	5,102千株	19.82%
UHPartners 2投資事業有限責任組合	1,873	7.28
光通信KK投資事業有限責任組合	1,544	6.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,370	5.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,017	3.95
野村信託銀行株式会社 (投信口)	969	3.77
長谷部政利	822	3.19
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSSETS	628	2.44
光通信株式会社	498	1.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	483	1.88

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,194,233株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,200株	4名
社外取締役	150株	3名

- (注) 当社株式報酬の内容につきましては、4.会社役員の状況 (3) 取締役の報酬等に記載しております。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2025年7月10日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

発行済株式の総数は、ストック・オプションの行使に伴う新株発行により601,600株増加しております。

また、当該株式分割に伴い、同日付で定款を変更し、発行可能株式総数は59,480,000株増加し、119,000,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) **当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木資史	管理本部長 ソリューション開発第二本部長 株式会社プロシップフロンティア 代表取締役社長
取締役	水野恭併	システム営業本部長
取締役	荻野裕行	ソリューション開発第一本部長
取締役	巽俊介	システム営業副本部長
取締役(常勤監査等委員)	松本千代子	
取締役(常勤監査等委員)	長倉正道	
取締役(監査等委員)	一政夫東志	オニバイースト 代表 株式会社みらいワークス 顧問

- (注) 1. 取締役(監査等委員)松本千代子氏、長倉正道氏及び一政夫東志氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役(監査等委員)松本千代子氏、長倉正道氏及び一政夫東志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次の通りであります。

1. 社外取締役及び非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
2. 上記の責任限度額が認められるのは、社外取締役及び非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。当事業年度も取締役の報酬等の決定に関しては同様の方針をとっております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し支払うこととする。

b. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬については、職務の難易度、責任度、危険度等、過年度の業績の実績レベルと再現性、及び従業員との水準のバランス等を評価し算出し決定したものを月例の固定報酬として支給するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等の金銭報酬については、税引前当期純利益を基準に受注高、売上高、売上総利益、及び営業利益等を総合的に勘案し、当年度の各役員の職務と実績を評価して算出し決定したものを毎年、一定の時期に支給するものとする。非金銭報酬（株式報酬部分）については、職務、責任度合、及び従業員とのバランス等を考慮し算出し決定したものを適当と認めた時期に支給するものとする。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の過去の報酬水準を踏まえ、指名報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額は、(報酬等を与える時期を含む)各種類別の報酬の方針に基づき、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定するものとする。

指名報酬諮問委員会は、取締役会の指名により、規程に定められた要件に適合する者の中から、客観的な評価を行える立場にある者を委員とし、委員会は役員との面談等を通じて評価を行う。

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81,424 (-)	40,909 (-)	37,500 (-)	3,015 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,976 (12,976)	10,650 (10,650)	1,950 (1,950)	376 (376)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	94,401 (12,976)	51,559 (10,650)	39,450 (1,950)	3,392 (376)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、2015年6月25日開催の第46回定時株主総会において、年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株式報酬の額として年額36,000千円以内、株式数の上限を年40,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、4名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬額は、2015年6月25日開催の第46回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役3名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株式報酬の額として年額6,000千円以内、株式数の上限を年6,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、3名です。
4. 業績連動報酬等に係る基準は、税引前当期純利益を基準に受注高、売上高、売上総利益、営業利益等を総合的に勘案し、各役員の職務と実績を評価して算出しております。当事業年度における役員賞与引当金の繰入額は39,450千円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し37,500千円、取締役(監査等委員)3名に対し1,950千円)であります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。譲渡制限付株式による報酬額は3,392千円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し3,015千円、取締役(監査等委員)4名に対し376千円)であります。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであるかについては指名報酬諮問委員会で諮問、答申を受け方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（常勤監査等委員） 松本千代子	2025年6月19日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査等委員会9回のうち9回に出席致しました。自身で起業されビジネスを展開される等、経営者として豊富な経験があり、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社管理業務について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（常勤監査等委員） 長倉正道	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席致しました。長くシステム業界に携わってきた専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社営業業務について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 一政夫東志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席致しました。証券業務の経験を通じて、企業価値向上に資する経営戦略について豊富な知見を有しておられることから、当該知見を活かして、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社営業業務について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の会計監査人の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,730,378	流 動 負 債	2,390,264
現金及び預金	9,016,103	買掛金	238,625
売掛金	1,535,437	未払金	250,431
契約資産	732,987	未払法人税等	537,101
有価証券	182,440	契約負債	959,834
仕掛品	118,569	賞与引当金	100,000
貯蔵品	730	役員賞与引当金	39,450
その他	144,111	受注損失引当金	7,425
固 定 資 産	2,509,272	その他	257,396
有 形 固 定 資 産	72,231	固 定 負 債	445,737
建物	20,484	退職給付に係る負債	445,737
建物附属設備	12,429		
工具器具備品	39,317	負 債 合 計	2,836,002
無 形 固 定 資 産	913,073	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	912,005	株 主 資 本	11,329,185
その他	1,067	資本金	1,082,660
投 資 其 他 の 資 産	1,523,967	資本剰余金	1,359,283
投資有価証券	850,936	利益剰余金	13,881,191
関係会社出資金	34,845	自己株式	△4,993,949
繰延税金資産	345,523	その他の包括利益累計額	74,463
その他	293,207	その他有価証券評価差額金	74,463
貸倒引当金	△545	純 資 産 合 計	11,403,649
資 産 合 計	14,239,651	負 債 純 資 産 合 計	14,239,651

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,374,549
売上原価	3,602,391
売上総利益	4,772,157
販売費及び一般管理費	1,846,964
営業利益	2,925,192
営業外収益	
受取利息	58,175
受取配当金	48,122
有価証券償還益	38,353
為替差益	923
その他	3,988
営業外費用	
雑損	0
経常利益	3,074,756
特別利益	
新株予約権戻入益	69,640
特別損失	
ソフトウェア除却損	47,524
税金等調整前当期純利益	3,096,872
法人税、住民税及び事業税	880,016
法人税等調整額	△7,166
当期純利益	2,224,022
親会社株主に帰属する当期純利益	2,224,022

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,436,446	流 動 負 債	2,389,650
現金及び預金	8,723,305	買掛金	238,845
売掛金	1,535,392	未払金	250,415
契約資産	732,987	未払費用	52,569
有価証券	182,440	未払法人税等	536,955
仕掛品	118,569	未払消費税等	138,905
貯蔵品	730	契約負債	959,834
前払費用	126,516	預り金	59,370
その他	16,503	賞与引当金	100,000
固 定 資 産	2,538,200	役員賞与引当金	39,450
有 形 固 定 資 産	72,231	受注損失引当金	7,425
建物	20,484	その他の	5,878
建物附属設備	12,429	固 定 負 債	445,737
工具器具備品	39,317	退職給付引当金	445,737
無 形 固 定 資 産	912,005	負 債 合 計	2,835,387
ソフトウェア	912,005	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,553,963	株 主 資 本	11,064,795
投資有価証券	850,936	資 本 金	1,082,660
関係会社株式	30,000	資 本 剰 余 金	1,359,283
関係会社出資金	34,845	資本準備金	1,047,807
差入保証金	220,960	その他資本剰余金	311,475
保険積立金	10,802	利 益 剰 余 金	13,616,801
繰延税金資産	345,519	利益準備金	34,050
その他	61,444	その他利益剰余金	13,582,751
貸倒引当金	△545	別途積立金	5,000
資 産 合 計	13,974,646	繰越利益剰余金	13,577,751
		自 己 株 式	△4,993,949
		評価・換算差額等	74,463
		その他有価証券評価差額金	74,463
		純 資 産 合 計	11,139,258
		負 債 純 資 産 合 計	13,974,646

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,370,367
売上原価		3,601,534
売上総利益		4,768,833
販売費及び一般管理費		1,844,202
営業利益		2,924,631
営業外収益		
受取利息及び配当金	63,888	
有価証券利息	41,252	
受取手数料	2,127	
有価証券償還益	38,353	
為替差益	923	
その他の	3,987	150,532
営業外費用		
雑損失	0	0
経常利益		3,075,163
特別利益		
新株予約権戻入益	69,640	69,640
特別損失		
ソフトウェア除却損	47,524	47,524
税引前当期純利益		3,097,279
法人税、住民税及び事業税	880,207	
法人税等調整額	△7,171	873,035
当期純利益		2,224,244

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社プロシップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 浩 孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天野 清 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロシップの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロシップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社プロシップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 浩 孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天野 清 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロシップの2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社プロシップ 監査等委員会

常勤監査等委員 松本 千代子 ⑩

常勤監査等委員 長 倉 正 道 ⑩

監 査 等 委 員 一 政 夫 東 志 ⑩

(注) 監査等委員松本千代子、長倉正道及び一政夫東志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 配当総額 1,029,950,680円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月19日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本事案において同じ）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	すずき もとし 鈴木 資史	代表取締役社長 兼 管理本部長	再任
2	みずの きょうへい 水野 恭併	取締役 システム営業本部長	再任
3	おぎの ひろゆき 荻野 裕行	取締役 ソリューション開発本部長	再任
4	たつみ しゅんすけ 翼 俊介	取締役 システム営業副本部長	再任
5	かとう ちえ 加藤 知恵	システム営業副本部長	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

すず き もと し
鈴木 資史 (1974年1月5日生)

所有する当社の株式数 ……112,200株
在任年数 ……14年
取締役会出席状況 ……13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年04月	当社入社	2022年06月	代表取締役副社長
2007年04月	アプリケーション開発2部長	2024年04月	代表取締役社長
2009年04月	システム開発副本部長		兼ソリューション開発第二本部長
2012年06月	取締役		兼管理本部長
2014年04月	ソリューション開発本部長	2026年04月	代表取締役社長
2017年04月	開発第3本部長		兼管理本部長 (現任)
2018年04月	ソリューション開発本部長		
2021年06月	専務取締役 兼株式会社プロシップフロンティア代表取締役社長 (現任)		

取締役候補者とした理由

鈴木資史氏は、当社のソリューション開発本部長として当社のパッケージシステムの開発体制の強化等に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

みず の きょう へい
水野 恭併 (1981年4月20日生)

所有する当社の株式数 ……20,200株
在任年数 ……2年
取締役会出席状況 ……13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2006年07月	当社入社	2022年04月	執行役員システム営業本部副本部長
2017年04月	システム営業本部FS3部長	2024年04月	システム営業本部長 (現任)
2018年04月	システム営業本部副本部長	2024年06月	当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

水野恭併氏は、当社のインフラ向けパッケージシステムの営業体制の強化や売上高の増大に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

おぎ の ひろ ゆき
荻野 裕行 (1979年1月29日生)

所有する当社の株式数 ……26,400株
在任年数 ……2年
取締役会出席状況 ……13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2007年05月	当社入社	2024年04月	当社取締役（現任）
2012年04月	システム開発本部FS開発3部長	2026年04月	ソリューション開発本部長（現任）
2023年04月	ソリューション開発第一本部副本		
2024年04月	ソリューション開発第一本部長		

取締役候補者とした理由

荻野裕行氏は、当社のソリューション開発部長として当社の社会インフラ向けパッケージシステムの開発体制の強化等に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

たつみ しゅん すけ
巽 俊介 (1981年10月3日生)

所有する当社の株式数 ……39,200株
在任年数 ……4年
取締役会出席状況 ……13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2006年04月	当社入社	2021年04月	システム営業本部長
2013年04月	営業1部長 IFRS推進室長	2022年06月	当社取締役（現任）
2015年04月	FS営業本部副本部長	2023年04月	兼改正リース会計ソリューション推進室長
2018年04月	当社執行役員 システム営業本部副本部長	2024年04月	システム営業副本部長（現任）
2020年04月	制度対策推進室長		

取締役候補者とした理由

巽俊介氏は、当社のパッケージシステムの営業体制の強化や、制度改正時のソリューションの推進に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

かとう ちえ
加藤 知恵 (1973年5月8日生)

所有する当社の株式数 ……………110,200株
在任年数 ……………-年
取締役会出席状況 ……………-回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年04月 当社入社
2016年04月 営業推進部長代行
2020年04月 営業推進部長
2023年06月 営業推進部長
兼株式会社プロシップフロンテ
イア監査役 (現任)
2024年04月 システム営業副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

加藤知恵氏は、当社のパッケージシステムの営業プロセスの強化や、プロモーションを通じた製品ブランドの価値向上に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第3号議案**監査等委員である取締役1名選任の件**

監査等委員である取締役長倉正道氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位			
み た む ら 三田村 よ し え 善恵	—	新任	社外	独立

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

み た む ら よ し え
三田村善恵

(1971年11月9日生)

所有する当社の株式数……………株
 在任年数……………年
 取締役会出席状況……………回

新任
 社外
 独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年04月	日本エム・アイ・エス株式会社 (現：株式会社プロシップ) 入社	2011年12月	派遣社員として外資系製薬会社に勤務
1998年04月	フリーランスとして業務アプリケーション開発	2016年05月	株式会社ドミノ・ピザ ジャパン データアナリスト
2000年01月	株式会社コナミデジタルエンタテインメント 社内システム部門/プロジェクトリーダー	2018年03月	コニカミノルタジャパン株式会社 マーケティング領域 データ分析外販チーム リーダー
		2023年03月	コニカミノルタジャパン株式会社 コーポレート本部 デジタルキャリアデザイン推進部 部長 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三田村善恵氏は、長年にわたりシステム開発・マーケティング・人材育成に携わってきており、企業経営を統括する十分な見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

- (注) 1.三田村善恵氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2.三田村善恵氏は社外取締役候補者であります。
 3.当社は、三田村善恵氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める 最低責任限度額といたします。
 4.三田村善恵氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

<ご参考>スキル・マトリックス

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な経験や知識について、企業経営の基礎となるスキルと当社の事業運営に必要なスキルを特定しております。第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会におけるスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	事業戦略	業務知識	営業/ マーケティング	IT/テクノロジー	人材・組織開発	財務/ 会計/ 税務	法務/ ガバナンス	資本市場・ IR/SR	サステナビリティ
鈴木 資史	代表取締役社長	●	●				●	●		●	
水野 恭併	取締役		●	●	●				●		
荻野 裕行	取締役		●	●		●					
巽 俊介	取締役		●	●	●			●			
加藤 知恵	取締役		●	●	●		●				●
松本 千代子	社外取締役 (常勤監査等委員)						●	●	●		●
一政 夫東志	社外取締役 (監査等委員)	●			●			●		●	
三田村 善恵	社外取締役 (監査等委員)				●	●	●		●		

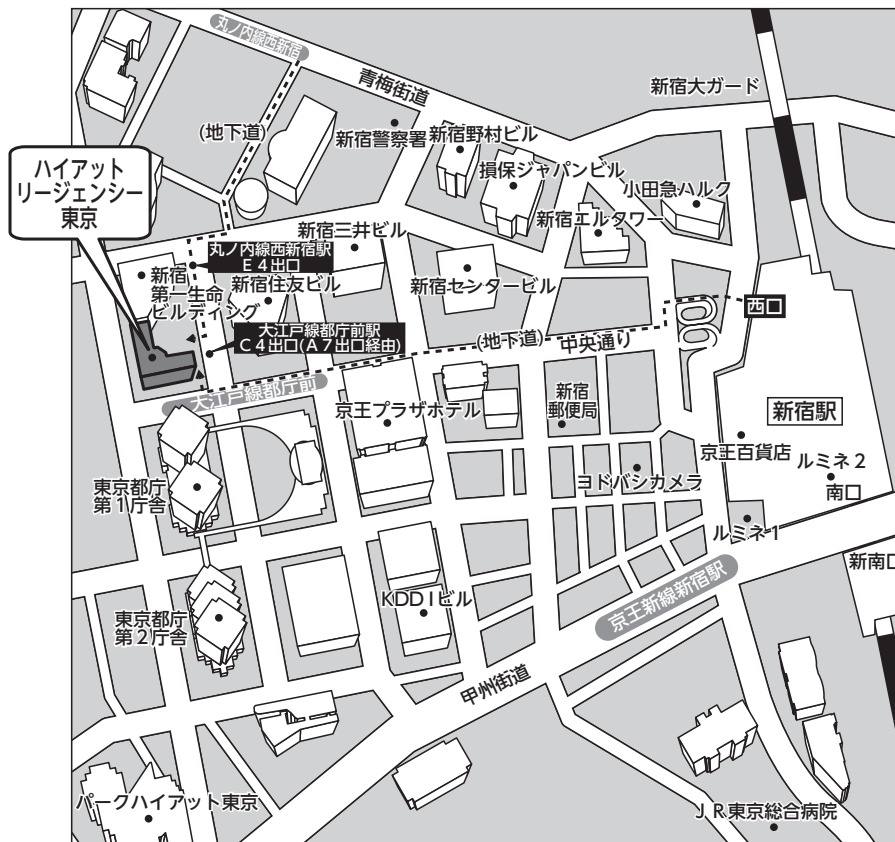
役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額39,450千円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分37,500千円、監査等委員である取締役分1,950千円（うち社外取締役分1,950千円））を支給することと致したく存じます。

なお、本議案は、会社業績や各取締役の実績等を総合的に勘案しつつ指名報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図



ハイアットリージェンシー東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階『飛鳥』

- 新宿駅(西口)より徒歩約10分
- 東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 都営地下鉄大江戸線都庁前駅に直結



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。